

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 8 号	
件 名	情報公開・個人情報開示請求に対する審査庁の適切な対応を求めることについて	
要 旨	<p>平成 30 年 12 月 4 日、新潟市情報公開条例第 5 条の規定に基づき、情報公開を請求しました。12 月 19 日、処分庁は、第三者に対して意見照会を行うとともに、期間延長を通知した。12 月 28 日、第三者は、公開に反対する意見書を提出した。平成 31 年 1 月 10 日、処分庁は、一部公開決定を通知した。1 月 11 日、審査請求をした。2 月 26 日、審査庁は、審査会に諮問した。令和 4 年 10 月 26 日、審査会長から請求人に対して、諮問に対する答申の写しが送付された。11 月 25 日、新潟市長（審査庁）は、全部公開するとした裁決書を請求人に送付した。12 月 20 日、裁決書の主文に誤りがあったとして、非公開とした部分を公開する裁決書を再送付した。請求人は、ようやく令和 5 年 1 月 6 日、一部公開決定通知書を受理した。</p> <p>市から 2 通の裁決書を受け取った。これについて審査庁は、「我々は、裁決書の主文の誤りは、電話連絡で足りる。」としたが、12 月 28 日、事務連絡の文書を送付した。裁決書の主文が誤っていることを、決裁時においても指摘せず、請求人に送付した。さらに、誤りの通知を電話で済ますとした対応は適切なのでしょうか。</p> <p>処分庁と審査庁が同じ部局では、公正な審査はできないと思われまます。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 3 月 9 日	第 1 項 ｝ 第 4 項
受 理	令和 5 年 2 月 22 日	第 656 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 処分庁と同じ部局の課が審査庁に指定されているが、他の部局の課とすること。(市長から独立して設置される機関、附属機関等を含む。)</li><li>2 情報開示請求に対する手続を迅速に行うこと。</li><li>3 審査庁は、審査事務に精通すること。</li><li>4 審査事務手続を課によって異なることのないように統一すること。</li></ol>
--	---